

● 契約事務基本研修 ●

● 契約事務基本研修 ●					
実 施 期 間		令和7年6月16日 ・ 令和7年6月23日			
対 象 者		契約事務担当職員		定員	48人
目 的 ・ 内 容		契約事務担当者として必要な基本的知識の習得及び実務遂行能力の向上を図る。			
講師（敬称略）		名古屋学院大学法学部 教授 松村 享 （元 三重県四日市市職員）			
9:50 10:00		11:50 12:50		17:00 17:05	
6/16 （月）	オリエンテーション	1. 契約法の基礎 （1）地方公共団体の職員が契約法を学ぶ意味 （2）契約基本的なルール - 民法 - 2. 契約の始まり （1）契約の成立 （2）契約の効力が生じる時期 3. 契約成立の効果 （1）債権債務の発生 （2）契約成立の効果 4. 契約主体 （1）権利能力 （2）自然人と法人	昼休み	5. 自治体契約の契約手続 （1）自治体契約手続の特則 （2）入札手続と参加資格 6. 契約締結に当たって必要となる手続 （1）契約前の予算措置 （2）契約締結と議会の議決 7. 地方公共団体にかかわりの深い契約 （1）物の権利に関する契約 （2）役務の提供を求める契約 （3）その他の契約	
6/23 （月）		8. 財産管理に関する契約 （1）行政財産の管理 （2）普通財産の管理 9. 特別な法律に基づく契約と新しい契約方法 （1）PFI（Private Finance Initiative） （2）市場化テスト法 （3）DB、DBO、ECI、CMR	昼休み	10. 公共工事に関する特別法 （1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （2）公共工事の品質確保の促進に関する法律 （3）公共工事の品質確保の促進に関する法律 （4）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 11. 第三者に対する損害賠償 12. まとめ、質問への回答	ふりかえり（アンケート回答）